

子会社の欠損の負担方法の再検討

—親会社株主に帰属する資本と利益を重視する考え方に照らして—

● 山下 奨

1 はじめに

米国財務会計基準審議会 (FASB) と国際会計基準審議会 (IASB) のコンバージェンスプロジェクトの1つである企業結合プロジェクトによって行われた成果として、2007年末に FASB から、2008年初に IASB から企業結合会計基準の改訂版が公表された¹。同時に連結会計基準も改訂が行われ、FASB からは2007年12月に財務会計基準書 (SFAS) 第160号「連結財務諸表における非支配持分」(FASB 2007b) が公表され、IASB からは2008年1月に国際会計基準 (IAS) 改訂第27号「連結及び個別財務諸表」(IASB 2008b) が公表された²。その後、SFAS 第160号の規定は、FASB 会計基準コード化体系 (FASB-ASC) Topic810「連結」、2008年改訂 IAS 第27号の規定は、2011年に公表された国際財務報告基準 (IFRS) 第10号「連結財務諸表」(IASB 2011) に引き継がれている。

IASB (2008b) では、包括利益の総額は、非支配株主持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配株主持分に帰属させることが求められた (IASB 2008b, 28項; IASB 2011, B94項)³。従来の2003年改訂 IAS 第27号 (IASB 2003) においては、特定の場合を除いて、非支配株主持分は、負の残高とはならないことが示されていたが、IASB (2008b) では、子会社の損失の配分 (子会社の欠損の負担) が持分比率で行われることとなり、一般に非支配株主持分が負の残高になることを認めることとなった⁴。

この子会社の欠損の負担の会計処理については、現行の IFRS と日本基準で異なっており、コンバージェンスされていない論点の1つである。日本の企業会計基準委員会 (ASBJ) では、2009年から2013年にかけて国際的な会計基準に合わせるかどうかの審議がなされていたが、結果的に規定変更はなされていない。2008年に開発され2013年に改正された企業会計基準第22号「連結財

1 1つは、2007年12月、FASB から公表された財務会計基準書 (SFAS) 改訂第141号「企業結合」(FASB 2007a) であり、もう1つは、2008年1月、IASB から公表された国際財務報告基準 (IFRS) 改訂第3号「企業結合」(IASB 2008a) である。

2 FASB (2007b) は、ARB 第51号「連結財務諸表」(CAP 1959) の改訂版である。なお、非支配株主持分については、企業結合プロジェクトの前に、連結プロジェクトや金融商品プロジェクト (負債と持分の区分プロジェクト) において審議が行われた (FASB 2007b, B7項)。後者2つのプロジェクトからは、非支配株主持分に関する最終的な基準は公表されなかった。

3 FASB (2007b) における規定も同様である。本稿では、原則として、IFRS と米国基準で同様の規定となっている場合、IFRS のみを取り上げることとする。

4 IFRS の日本語訳は、基本的に IFRS 財団編・企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 (2016) 等を参照している。ただし、語句の統一等を行うために、一部修正等を行っている。たとえば、本稿では、引用等を除き、現行の日本基準と同様に、非支配持分、少数株主持分を非支配株主持分という用語に統一している。なお、IFRS 財団編・企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 (2016) にあるように、non-controlling interest の和訳には、通常、非支配持分という用語が用いられる。また、旧来の基準では、少数株主持分 (minority interest) という用語が用いられていた。

務諸表に関する会計基準」(連結会計基準)では、子会社の欠損のうち、当該子会社に係る非支配株主持分に割り当てられる額が当該非支配株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額は、親会社の持分に負担させる(企業会計基準委員会 2013, 27項)とされている⁵。この子会社における非支配株主の負担すべき額は、通常、非支配株主の出資額に限定されるものの、特定の非支配株主と親会社又は他の株主や債権者との間で子会社の債務の引受けなどの出資を超えた非支配株主による負担が合意されている場合はその負担額と解釈されている(日本公認会計士協会 2014, 69項)。したがって、特定の合意がなければ、非支配株主持分について、通常、非支配株主の出資額を上回る負担をすることがないため、負の残高が認められないといえる。

ここで焦点となる子会社の欠損(マイナスの利益剰余金)の負担は、稀なケースではあるが、子会社が債務超過となる場合における子会社の損失および利益剰余金の負担である。単に子会社に欠損(利益剰余金のマイナス)が生じるだけではなく、利益剰余金の負の値が他の株主資本項目の総額を上回る、すなわち株主資本全体がゼロを下回る(よって、債務超過となる)場合に、その欠損を親会社がどの程度負担すべきかが問題になるのである。

連結会計における会計処理等は、連結基礎概念と結びつけられて説明されることも多い。その連結基礎概念として、よく取り上げられるのが親会社説と経済的単一体説である。連結の目的について、親会社説においては子会社を所有している親会社の株主に対して彼らが投資した資金の運用業績を明確にすることであり、経済的単一体説においては共通の支配下にある企業グループ全体を単一の経済活動単位とみなしたうえでその単位についての経營業績を把握することといわれる(川本 2011, 183)。そうすると、親会社説では、親会社株主に帰属する資本(株主資本)に対応する親会社株主(支配持分)に帰属する利益(図表1のA)が重視される一方、経済的単一体説では、親会社株主に加えて非支配株主も含めた資本に対応する企業集団全体に帰属する利益(図表1のD)が重視されることになる⁶。

図表1 連結基礎概念と2つの利益の関係

	親会社株主に帰属する利益	企業集団全体に帰属する利益
親会社説	A	B
経済的単一体説	C	D

(山下(2008, 図表1)を一部修正)

連結基礎概念と子会社の欠損の負担の関係について、親会社説に基づけば、子会社の欠損のうち、非支配株主持分に割り当てられる額が非支配株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額は親会社の持分に負担させ、経済的単一体説に基づけば、当該超過額は非支配株主持分に負担させると理解されてきた(山地 2014, 130等)。一方で、連結基礎概念はあまり有効な議論ではないという意見もある(川本 2011, 185等)。特に、親会社説に立てばこうなるはずだという主張に疑問となる点が多いとされている(川本 2011, 185)。

親会社説の根本にあると考えられる親会社株主に帰属する資本と利益を重視するとき、非支配株主の出資額を超過する子会社の欠損を親会社株主が負担することが適切といえるのであろう

5 2013年改正による当該項目への影響は、少数株主から非支配株主への文言変更以外にはない。このように新旧の基準で関連規定に大きな変更がない場合、改正(新)基準のほうを参照として挙げることにする。

6 その意味では、ここでいう親会社説は、Baxter and Spinney (1975a)における親会社概念、親会社拡張概念、および比例連結概念のいずれもが当てはまりうるものである。

か。このような問題意識のもと、本稿は、親会社株主に帰属する資本と利益を重視する考え方に照らして、特定の契約等がない場合における子会社の欠損の負担方法を再検討することを目的とする。

本稿の構成は、次のとおりである。第2節では、子会社の欠損の負担に関する会計基準の規定を概観する。第3節では、子会社の欠損の負担に関する設例を示す。第4節では、連結基礎概念と会計処理等に関する先行研究を確認する。第5節では、子会社の欠損の負担について親会社株主に帰属する資本と利益を重視する考え方からの再検討を行う。第6節では、結論を述べる。

2 子会社の欠損の負担に関する会計基準の規定

2.1 IFRSにおける規定

2008年に改訂されたIAS第27号では、純損益及びその他の包括利益の各構成要素は、親会社の所有者と非支配持分に帰属する。包括利益合計は、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分とに帰属させることが求められている（IASB 2008b, 28項）。IAS第27号を一部引き継いだIFRS第10号でも、同様の規定がなされ、純損益及びその他の包括利益の各内訳項目を、親会社の所有者と非支配持分に帰属させ、たとえ非支配持分が負の残高になるとしても、包括利益の総額を親会社の所有者と非支配持分に帰属させることが求められている（IASB 2011, B94項）。このように、子会社の損失の配分（子会社の欠損の負担）が持分比率で行われることとなり、一般に非支配株主持分が負の残高になることを認めることとなった。

従来の規定は非支配持分が企業集団の資本の一部であるという結論と整合的でないこと（IASB 2011, BCZ161項）、親会社が子会社又は非支配持分に対して義務を負う契約を結んだ場合には、企業はその契約を独立して会計処理すべきであり、その契約は、企業が包括利益を支配持分と非支配持分とに帰属させる方法に影響させるべきではないこと（IASB 2011, BCZ162項）、非支配持分は子会社に資産を拠出する追加的な義務はないのは事実であるものの、親会社もそうであること（IASB 2011, BCZ165項）、親会社は必ずしも子会社の負債について責任を負っていないこと（IASB 2011, BCZ167項）などから、規定が変更されることとなった。

従来のIAS第27号（2003年改訂）では、非支配株主持分に帰属する損失が子会社の資本に対する少数株主の持分を超過する場合には、その超過額及び少数株主に帰属する追加的な損失は、少数株主が当該損失を補填するという拘束力のある義務を有し、かつ、追加的な投資を行える範囲を除いて、多数株主の持分に配分されるとされていた（IASB 2003, 35項）。このように、特定の場合を除いて、非支配株主持分は、負の残高とはならないことが示されていた。

2.2 日本基準における規定

日本基準では、連結会計基準において、子会社の欠損のうち、当該子会社に係る非支配株主持分に割り当てられる額が当該非支配株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額は、親会社の持分に負担させると規定されている（企業会計基準委員会 2013, 27項）。さらに、その後当該子会社に利益が計上されたときは、親会社が負担した欠損が回収されるまで、その利益の金額を親会社の持分に加算することが求められている（企業会計基準委員会 2013, 27項）。この子会社における非支配株主の負担すべき額は、通常、非支配株主の出資額に限定されるものの、特定の非支配株主と親会社又は他の株主や債権者との間で子会社の債務の引受けなどの出資を超えた非支配株主による負担が合意されている場合はその負担額と解釈されている（日本公認会計士協会 2014, 69項）。

このような処理について、資本連結実務指針（日本公認会計士協会 2014）では、子会社の欠損の負担について株主間の合意がある場合、欠損を持分比率に応じ非支配株主に負担させるのではなく、その合意に基づく額を限度として非支配株主に負担させることがあるためと説明されている（50項）。さらに、「株式会社の株主は株主有限責任の原則により出資額を限度とする責任を負えばよいこととなっているが、親会社は子会社の債権者に対して、保証債務等の契約に基づく責任を負う場合が多いだけでなく、親会社の経営責任や信用保持のための経営判断等から当該子会社の債務の肩代わりなどを行う可能性も高い。このような場合、通常、非支配株主の負担すべき額は非支配株主の出資額に限定される。しかしながら、特定の非支配株主と親会社又は他の株主や債権者との間で子会社の債務の引受けなど、出資を超えた非支配株主による負担が合意されている場合がある。このような場合には、当該負担額まで非支配株主持分に欠損の負担を行わせ、それを超える欠損額はその後子会社に利益が計上され、超過欠損額が相殺されるまで親会社が負担するものとしている。」と示されている（日本公認会計士協会 2014, 69項）。

3 子会社の欠損の負担方法に関する設例

IASB(2008b) (2011)、企業会計基準委員会(2008) (2013)、日本公認会計士協会(2009) (2014)の会計基準等では、上述のような規定が示されているものの、子会社の欠損の負担に関する具体的な設例は示されていない。そこで、2010年2月12日第195回企業会計基準委員会の審議事項(4)－2「少数株主持分の取扱い（関連論点）」で示された設例（企業会計基準委員会 2010, 参考例2）を参照し、加筆修正のうえ提示する。この設例は、子会社が債務超過となった場合における子会社の欠損の負担後の連結財務諸表を表すことを目的としたものである。

設例 子会社が債務超過となった場合における連結財務諸表

【設定】

<X1年3月期>

- ・P社は、S社株式80%をX1年3月期に取得した。
- ・X1年3月末 P社個別貸借対照表(B/S) 諸資産900 S社株式1,600 資本金1,000 利益剰余金1,500
- ・X1年3月末 S社個別B/S 諸資産3,000 諸負債1,000 資本金1,000 利益剰余金1,000 (当期純利益0)
- ・X1年3月末 連結のれん0 (=親会社の投資(S社株式)1,600－子会社の資本1,600 (=資本金1,000+利益剰余金1,000)×80%)
- ・X1年3月末 P社連結B/S 諸資産3,900 諸負債1,000 資本金1,000 利益剰余金1,500 (=1,500+取得後増減0) 非支配株主持分400 (=2,000×20%(S社に対する持分))

<X2年3月期>

- ・その後、S社が損失3,000を計上しX2年3月期に債務超過となった。
- ・なお、P社個別上、S社株式の減損等の処理はしていない。税効果は考慮しない。
- ・X2年3月末 P社個別B/S 諸資産900 S社株式1,600 資本金1,000 利益剰余金1,500 (当期純利益0)
- ・X2年3月末 S社個別B/S 諸資産0 諸負債1,000 資本金1,000 利益剰余金△2,000(当期純損失△3,000)

【X2年3月期の連結貸借対照表】

(1) 非支配株主持分の負の残高を認めて、債務超過分を比例配分する方法 (IASB 2008等)

- ・連結上、子会社の債務超過分を親会社株主と非支配株主へ持分に応じて比例配分したと想定する。
- ・X2年3月末P社連結B/S 諸資産900 諸負債1,000 資本金1,000 利益剰余金△900 (= 1,500+取得後増減△2,400 (=△3,000×80%)) 非支配株主持分△200 (=△1,000×20% (S社に対する持分)) (=400+△3,000×20% (S社に対する持分))

(2) 非支配株主持分のゼロを認めず、非支配株主持分を超える債務超過分は親会社が負担する方法 (IASB 2003; 企業会計基準委員会 2013等)

- ・連結上、子会社の債務超過分を親会社株主と非支配株主へ持分に応じて比例配分し、非支配株主持分を超える部分は親会社株主にすべて配分した (子会社の債務超過による非支配株主持分の減額はゼロまで) と想定する。
- ・X2年3月末P社連結B/S 諸資産900 諸負債1,000 資本金1,000 利益剰余金△1,100 (= 1,500+取得後増減△2,400 (=△3,000×80%) +△200 (非支配株主持分からの振替)) 非支配株主持分0 (=400+△3,000×20% (S社に対する持分) +200 (親会社持分 (利益剰余金) への振替))

この設例のように、子会社の欠損が生じたX2年3月期の連結貸借対照表について、非支配株主持分の負の残高を認めるかどうかで、一部の項目の値が異なる。具体的に異なるのは、持分比率で非支配株主に按分される△200の取扱いである。この△200は、(1)では非支配株主持分を減額させる一方、(2)では非支配株主持分から親会社株主持分に振り替えられ利益剰余金を減額させることになる。

なお、このとき、企業会計基準委員会 (2010, 参考例2) でも指摘されているように、利益剰余金における△200 (非支配株主持分からの振替) は、資本取引か損益取引かが問題になる。非支配株主持分が資本であれば、資本取引となり、親会社株主に帰属する損失は生じず、非支配株主持分が資本でなければ、損益取引となり、親会社株主に帰属する損失が生じると考えられる。

4 連結基礎概念と会計処理等との関係の先行研究

子会社の欠損の負担方法の先行研究については、あまりないものの、連結基礎概念との関連で触れられているものもある。たとえば、山地 (2014, 130) では、親会社説に基づけば、子会社の欠損のうち、非支配株主持分に割り当てられる額が非支配株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額は親会社の持分に負担させ、経済的単一体説に基づけば、当該超過額は非支配株主持分に負担させることが示されている。

そうすると、親会社株主と非支配株主による子会社の欠損の負担に関する特定の契約等がない場合、子会社の欠損の負担方法と関連する会計基準は、図表2のようにまとめることができる。図表2のように、現行の日本基準 (企業会計基準委員会 2013) では親会社説、現行のIFRS (IASB 2011) では経済的単一体説が採られているとみることができる。

図表2に挙げたような連結基礎概念と子会社の欠損の負担方法に関する結びつきが適切なのか、連結基礎概念と会計処理等の関係について整理する。川本 (2002) や川本 (2011, 184) では、連結基礎概念に基づく論点の整理が行われており、連結基礎概念から導けるものと導けない

図表 2 特定の契約等がない場合における子会社の欠損の負担方法に関する既存文献のまとめ

連結基礎概念	子会社の欠損の負担方法	関連する会計基準
親会社説	親会社株主と非支配株主が持分比率で負担 ただし、非支配株主持分を超える場合、当該超過額は親会社株主が負担	CAP (1959) / IASB (2003) 企業会計基準委員会 (2013)
経済的単一体説	親会社株主と非支配株主が持分比率で負担	FASB (2007b) / IASB (2008b) (2011)

※CAP (1959) と IASB (2003) は、FASB (2007b) と IASB (2008b) にそれぞれ置き換えられている。

ものを明示している点特徴的である (図表 3)。網掛けは、連結基礎概念から導けるものであり、網掛けがないものは、連結基礎概念からは必ずしも導けないものである。図表 3 にあるように、川本 (2011) では、子会社の欠損の負担方法については示されていない。

図表 3 連結基礎概念に基づく論点の整理

	A 親会社説	B 経済的単一体説	現行基準
1. 連結資本	親会社株主持分に限るが、少数株主持分を認識する。	少数株主持分を含める。	A
2. 連結決算書の性格	親会社決算書の拡張	企業グループの決算書	
3. 会計主体論との対応	所有主理論	企業主体理論	
4. 連結の範囲	持株基準	支配力基準	A&B
5. 認識可能子会社資産	全部連結 (部分時価評価法)	全部連結 (全面時価評価法)	B
6. 段階取得での資本と投資の相殺消去	段階法	一括法	A&B
7. 子会社のれん	部分のれん方式	全部のれん方式	A
8. 未実現利益 (アップストリーム) の繰り延べ	親会社持分控除方式	全部控除方式	B

(川本 2011, 184より)

連結基礎概念には、しばしば限界があるといわれる。親会社説からは、特に決まらないものが多いと指摘されている (川本 2011, 185)。たとえば、親会社説では、連結の範囲、識別可能子会社資産、段階取得での資本と投資の相殺消去、子会社のれん、未実現控除 (アップストリーム) の繰延などは、一意に決まらなるとされる (川本 2011, 184-185等)。

経済的単一体説でも、決まらない部分があるとされる。たとえば、経済的単一体説の会計主体論との対応は、企業主体理論ではなく、所有主 (資本主) 理論であるとされる (梅原 2006; 川本 2002等)。また、子会社のれんは、全部のれん方式と部分 (購入) のれん方式のどちらの方式も採られうるとされることもある (FASB 1991; 黒川 1998; 大雄 2010; 秋葉 2015等)。

先行研究ではあまり検討されていない、子会社の欠損についても、他の会計処理等と同様に、親会社説から導かれるものなのかを再検討する必要があるだろう。次節では、親会社説の根本にあると考えられる親会社に帰属する資本と利益を重視する考え方に照らして検討する。

5 親会社株主に帰属する資本と利益を重視する考え方からの再検討

5.1 親会社株主に帰属する資本と利益の重視からみた検討

親会社説のもとでは、親会社株主に帰属する資本（株主資本）と親会社株主に帰属する利益が重視されると考えられてきた。親会社株主に帰属する資本と利益を重視する連結基礎概念には、親会社説の他に、Baxter and Spinney（1975）で挙げられた資本主説、親会社拡張説が挙げられる。

そのうち、連結基礎概念としての資本主説によれば、連結財務諸表は、資本主、すなわち親会社株主のために作成されるべきであるという考え方のもと、比例連結説とも呼ばれるように（FASB 1991など）、連結貸借対照表において子会社の資産負債の親会社持分のみを合算する比例連結が採られる。非支配株主に関する持分や利益をいっさい示さない点で、親会社株主に帰属する資本と利益を重視する親会社説の本質をより純化して表しているともいえる。この資本主説のもとでは、非支配株主持分自体が計上されない以上、非支配株主持分の負の残高（および正の残高）が生じることはない。非支配株主持分がマイナスを含むどのような額になっていようと、親会社株主としては主たる関心がないともいえるのかもしれない。したがって、特定の契約等がない限り、非支配株主持分の金額の多寡にかかわらず、子会社の欠損について親会社株主が持分比率を上回って負担する必要はないといえる。

子会社のデフォルトリスクについて親会社が保証することが一般的な実務慣行であると指摘されることもあるものの（川村 2004, 98等）、そもそも親会社株主は子会社における欠損を最終的に負担するかどうかについて、債務超過になった時点では、デフォルトは確定していないため、契約等がない限り、可能性があるに過ぎないのではないかと考えられる。もし契約等で負担の違いがあるとすれば、すでに保証債務等の形で負債として計上されているはずであろう。

また、あくまで株主の責任は出資額に限られるという有限責任の観点から、特定の契約等がなければ、非支配株主も親会社も子会社に資産を拠出する追加的な義務はないと指摘されている（IASB 2011, BCZ165項）。そのため、特定の契約等がない場合、非支配株主について子会社の出資額を超える欠損を負担しないのと同様、親会社株主についても子会社の出資額を超える欠損を負担しなくてもよいように思われる。その意味で、法律上の議論だけから、出資額を超える欠損について、どのように認識するのかは一意に決まらないといえる。

非支配株主持分が計上される親会社説や親会社拡張説に依る場合でも、親会社株主に帰属する資本と利益の重視を純化した資本主説と矛盾しない取扱いが行われるべきであると考えられる。子会社の欠損については、特定の契約等がなければ、親会社株主が持分比率を上回って非支配株主の欠損まで負担することはないように思われる。子会社の欠損が生じる期において、非支配株主に帰属するはずの損失を親会社株主に帰属する損失に振り替えることは、親会社株主に帰属する利益をその分だけ減少させ、ひいては親会社株主に帰属する資本を減少させることになると考えられる。非支配株主持分の下限をゼロまでとすると、親会社株主持分すなわち（日本基準でいう）株主資本が減少する可能性があり、株主資本（親会社株主持分、支配株主持分）と非支配株主持分の混同が生じるのである。たとえば、非支配株主持分について負の値を認めれば、そのような混同は生じなくなろう。

また、その後当該子会社に利益が計上されたときは、親会社株主が負担した欠損が回収されるまで、その利益の金額を親会社株主持分に加算することになるので、事後においても負担した欠損が解消するまで持分比率にかかわらず親会社株主に帰属する利益だけが計上され続けることになる。親会社株主に帰属する利益と資本を重視する考え方に照らせば、このような親会社利益を

子会社の欠損の有無によって増減させる会計処理は、導かれるというよりも、むしろ回避されるべきものであるといえる。

このように、特定の契約等がないときに、子会社の欠損について持分比率を超えて親会社持分に負担させる場合、子会社の欠損を契機に、親会社株主持分たる株主資本も、親会社利益も、欠損がなくなるまで親会社株主に帰属する分を適切に表さない帰結をもたらす。子会社における欠損を親会社株主と非支配株主に比例的に負担させる方法は、必ずしも経済的単一体説に固有ではなく、親会社株主に帰属する資本と利益を重視する考え方からも導かれうるのである。

5.2 非支配株主持分の連結貸借対照表における区分と子会社の欠損の負担

非支配株主持分の負の残高が認められないとする場合の理由は何であろうか。その理由の1つは、ある項目が負債に区分される場合、負の値になることは一般的でないためではないかと考えられる。非支配株主持分が負債に区分され、さらに負債について負の残高を認めないことの帰結として、非支配株主に帰属する欠損を親会社株主持分に振り替えるという子会社の欠損の負担方法が決まったとも考えられる⁷。

一方で、非支配株主持分が純資産だとすれば、他の純資産項目に照らして、非支配株主持分も負の残高が認められうることになる。純資産項目の負の残高は、株主資本における自己株式の他、その他の包括利益累計額におけるその他有価証券評価差額金等が認められている。株主資本、純資産でさえ負の残高になりうる。非支配株主持分についてだけ、負の残高を認めない強い根拠はないように思われる。

このように、非支配株主持分の区分等と子会社の欠損の負担は、密接に結びついている。連結貸借対照表における区分が、負の残高の可否を決め、さらに子会社の欠損の負担方法を決めていたのではないかと考えられるのである。

非支配株主持分が純資産に区分されるとき、親会社株主と非支配株主の取引は、資本取引となるか損益取引となるかが問題となる。IFRS等と同様、日本基準においては、追加取得等の非支配株主との取引は、2013年改正において資本取引とされ、差額が生じる場合には損益とはせずに資本剰余金で調整されることとなった。子会社の欠損について、非支配株主の出資額を超える部分を親会社に負担させる場合、親会社株主と非支配株主の取引に該当する可能性がある。そのような取引に該当する場合には、資本取引となるはずであるが、現行日本基準では、損益取引とされ、親会社株主の損益に直接含まれている。このことは、現行日本基準における矛盾を抱えた取扱いの1つといえるかもしれない。

6 おわりに

本稿では、FASBとIASBの企業結合プロジェクトによって2008年に改訂されたIFRS等の連結会計基準（IASB 2008b等）と、日本基準における連結会計基準（企業会計基準委員会 2013）で規定が異なっている、子会社が債務超過となる場合の欠損（利益剰余金のマイナス）および損失の負担方法について、親会社株主に帰属する資本と利益を重視する考え方に照らして、改めて検討を行った。

7 当時の実務を説明するものとして親会社説と親会社拡張説が登場したといわれる（Baxter and Spinney 1975）。負債の負の残高を避けるような実務を含めて、当時の連結実務を親会社説として包括的に説明しようとするのが試みられていたのかもしれない。

親会社の本質が親会社株主に帰属する資本と利益を重視するものであるとすると、特定の契約等がないとき、親会社説で採られるとされるような親会社株主による子会社の欠損の持分比率を超えた（非支配株主の出資額を上回る部分の）負担は、負担年度以降の親会社利益と親会社資本（株主資本）を帰属分と異なって増減させ、非支配株主持分の多寡が親会社利益と親会社資本を左右することになっており、かえってそのような親会社説の本質と相容れない帰結となってしまう。既存の文献で説明されているものと異なり、非支配株主と親会社株主と同様の株主として取り扱う経済的単一体説からだけではなく、親会社説や資本主説のような親会社資本と利益を重視する考え方によっても、子会社の欠損は、契約等に定めのない限り、親会社株主のみに負担させる必要はなく、親会社株主と非支配株主とで比例按分される取扱いもありうるといえる。

また、この子会社の欠損の負担の処理について、非支配株主持分の連結貸借対照表における区分とも密接な関係がある。現行基準のように、非支配株主持分が純資産（または資本）に区分される場合には、非支配株主持分について負の残高を認めないという制約は特にないように思われる。かつては、非支配株主持分が負債に区分されたことから、一般的な負債と同様に負の値を認めるのが困難であったと考えられる。そのため、非支配株主持分を負債とする親会社説では、非支配株主持分の負の残高が認められないため、子会社の欠損は、特定の契約等がない限り、非支配株主持分はゼロまでしか減額されず、その超過額について親会社株主が負担するものとなっていたともいえよう。また、欠損の負担の非支配株主持分から親会社株主持分への振替は、親会社株主と非支配株主との取引に該当する可能性がある。そうすると、現行日本基準のように、追加取得等の親会社株主と非支配株主との取引を資本取引とみなす場合、そのような振替を損益取引として扱うことは、矛盾をはらんでいる可能性があるだろう。

今後の課題は、親会社株主も非支配株主も子会社の欠損を負担しない可能性の検討を含めて、親会社株主に帰属する資本と利益を重視する考え方に照らして親会社持分と非支配株主持分を混同しないようにする工夫をより包括的に検討することである。

参考文献

- Baxter, G. C. and J. C. Spinney. 1975. A Closer Look at Consolidated Financial Statement Theory Part I. *CA Magazine* 106(1) : 31-36.
- Committee on Accounting Procedure (CAP). 1959. Accounting Research Bulletin (ARB) No.51. *Consolidated Financial Statements*. New York, NY: AIA.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1991. Discussion Memorandum. *Consolidation Policy and Procedures*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2007a. Statements of Financial Accounting Standards (SFAS) No.141 (Revised 2007). *Business Combinations*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2007b. Statements of Financial Accounting Standards (SFAS) No.160. *Noncontrolling Interests in Consolidated Financial Statements—an Amendment of ARB No.51*. Norwalk, CT: FASB.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2003. International Accounting Standard (IAS) 27 (Revised 2003). *Consolidated and Separate Financial Statements*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2008a. International Financial Reporting Standard (IFRS) 3 (Revised 2008). *Business Combinations*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2008b. International Accounting Standard (IAS) 27 (Revised

- 2008). *Consolidated and Separate Financial Statements*. London, U.K.: IASCF.
International Accounting Standards Board (IASB). 2011. *International Financial Reporting Standard (IFRS) 10. Consolidated Financial Statements*. London, U.K.: IASCF.
- IFRS 財団編、企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳. 2016. 『国際財務報告基準 (IFRS®) 2016』中央経済社.
- 秋葉賢一. 2014. 「経済的単一体説の展開—わが国での対応も含めて」『企業会計』66(1): 110-117.
- 梅原秀継. 2006. 「会計主体と株主持分—一般理論および連結基礎概念の適用をめぐる—」『會計』169(4): 13-28.
- 大雄智. 2010. 「二つの経済的単一体説」『會計』177(4): 75-89.
- 川村義則. 2004. 「負債と資本の区分問題の諸相」『金融研究』23(2): 73-103.
- 川本淳. 2002. 『連結会計基準論』森山書店.
- 川本淳. 2011. 「エンティティーと持分」斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集『体系現代会計学 [第1巻] 企業会計の基礎概念』中央経済社. 165-195.
- 企業会計基準委員会. 2008. 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2009. 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」.
- 企業会計基準委員会. 2010. 第195回企業会計基準委員会審議事項(4)-2「企業結合専門委員会少数株主持分の取扱い(関連論点)」.
- 企業会計基準委員会. 2013. 改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」.
- 黒川行治. 1998. 『連結会計』新世社.
- 高須教夫. 1998. 「連結財務諸表をめぐるイメージの相克」山地秀俊・中野常男・高須教夫『会計とイメージ』神戸大学経済経営研究所. 1-70.
- 日本公認会計士協会. 2009. 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」.
- 日本公認会計士協会. 2014. 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」.
- 山下奨. 2008. 「親会社説に基づく支配持分利益の開示」『商学研究科紀要』66: 177-191.
- 山地範明. 2014. 「財務報告の主体と範囲」平松一夫・辻山栄子責任編集『体系現代会計学 [第4巻] 会計基準のコンバージェンス』中央経済社. 119-151.